

〈案〉

広島に相応しいサッカースタジアムについて

(中間取りまとめ)

平成26年 月

サッカースタジアム検討協議会

目 次

	ページ
1 はじめに	1
2 議論の経過	2
3 議論の内容	
(1) サッカースタジアム整備に係る課題等	3
(2) 広島のみちづくりにおけるサッカースタジアムの位置付け等	4
(3) サッカースタジアムの規模・設備、複合機能化等	5
(4) 他都市でのサッカースタジアム建設の取組	5
(5) サッカースタジアム整備のための候補地	8
(6) 諸課題に対する議論の状況	11
4 あるべき姿の提案に向けて	12

1 はじめに

広島におけるサッカースタジアムの整備については、過去において、サッカー関係者、行政、経済界等が参加するサッカースタジアム建設推進プロジェクトで議論されたが、結論を出すまでには至らなかった。

一昨年、昨年のサンフレッチェ広島のJリーグ連覇などを背景に、広島において、サッカースタジアムの整備を求める声が高まっている。魅力あるサッカースタジアムは、新たな広島のシンボルとして、広域的な集客効果を高めるなど、広島市ひいては広島県全体の活性化にも繋がることが期待されている。

一方で、サッカースタジアムの整備には、スタジアムの規模・設備、建設場所、建設主体、管理運営方法、事業スキーム、事業収支、既存類似施設との棲み分けなど、さまざまな課題がある。

このため、昨年6月、広島県サッカー協会、広島県、広島市及び広島商工会議所からの要請により、委員各位が個人の立場で、サッカースタジアムの「あるべき姿」を議論し、サッカースタジアム整備に係る課題への具体的かつ実践的な解決策を取りまとめ、行政や経済界へ提案するよう、サッカースタジアム整備のための検討協議会が設置されたところである。

本協議会では、これまで10回の会議を開催し、広島に相応しいサッカースタジアムについて議論を行ってきた。今回、これまでの議論の経過を取りまとめ、今後の議論の進め方等について報告するものである。

2 議論の経過

本協議会は、次のとおり、昨年6月以降、10回の会議を開催し、議論を進めてきた。

第1回 (平成25年 6月 6日)	・サッカースタジアム整備に係る諸課題及び協議会の進め方
第2回 (平成25年 7月11日)	・協議会の検討スケジュール ・広島におけるサッカーの現状
第3回 (平成25年 8月23日)	・広島のまちづくりにおけるサッカースタジアムの位置付け
第4回 (平成25年 9月25日)	・広島に相応しいサッカースタジアム (スタジアムの規模・設備、複合機能化、候補地等)
第5回 (平成25年10月15日)	・広島に相応しいサッカースタジアム (スポーツを核とした街づくり)
第6回 (平成25年11月19日)	・広島に相応しいサッカースタジアム (海外のスタジアム事例、候補地の法的制約等)
第7回 (平成25年12月18日)	・広島に相応しいサッカースタジアム (候補地の法的制約・絞り込み)
第8回 (平成26年 1月14日)	・広島に相応しいサッカースタジアム (他都市でのスタジアム建設の取組)
第9回 (平成26年 2月26日)	・広島に相応しいサッカースタジアム (各候補地に考えられる規模、複合機能等)
第10回 (平成26年 3月26日)	・中間取りまとめについて

3 議論の内容

(1) サッカースタジアム整備に係る諸課題等

サッカースタジアムを整備する場合には、どのような課題があるのかについて議論を行った。

その結果、サッカースタジアムを整備する場合には、次のような課題があり、今後、こうした課題への解決策について議論していくことを確認した。

サッカースタジアム整備に係る諸課題

- 1 永続的・安定的な利用の確保
 - ・ 国内外の一定規模の大会の開催
 - ・ サンフレッチェ広島の経営状況
 - ・ サッカー以外のスポーツとの利用調整等
- 2 長期的なＪリーグの動向等を踏まえた対応
- 3 スタジアムの規模・設備
 - ・ 観客席数
 - ・ 付帯設備（屋根、諸室、個席等）
- 4 建設場所
 - ・ 地域活性化への波及効果
 - ・ 交通アクセス
- 5 付加する機能・施設
 - ・ 経営上付加することが望ましい機能
 - ・ まちづくりの観点から導入することが望ましい機能
- 6 建設主体、管理運営方法（運営主体）
- 7 収支計画
 - ・ 事業スキーム（建設資金の確保等）
 - ・ 事業収支（初期投資、維持管理費、大規模修繕 等）
- 8 経済波及効果
- 9 新たにサッカースタジアムを建設することにより生じる既存の類似施設における課題

(2) 広島のみちづくりにおけるサッカースタジアムの位置付け等

ア 広島におけるサッカーの現状として、サンフレッチェ広島の事業の現状や Jリーグの各クラブの経営状況について出席委員から説明を受けるとともに、広島市内の小・中学校及び広島県内の高等学校の部活動におけるサッカーの状況や広島県内での各種サッカー大会の開催状況などについて資料を確認し、意見交換を行った。

その結果、広島において、サッカーは、学校の部活動の中で在籍者の多い競技の一つであるなど、市民にとって身近な存在として根付いているとの認識を、各委員が共有した。

イ 広島県及び広島市のまちづくりに関する基本的な考え方について、広島県及び広島市の担当者から説明を受け、意見交換を行った。

その結果、都市間競争の激しい今後における広島の都市経営戦略の一つとしてスポーツ振興によるまちづくりや地域活性化が重要であり、サッカースタジアムは、広島の魅力向上、にぎわい創出のための重要なツールになり得るものである。また、サッカーを通じた地域交流や国際交流も期待できることから、サッカースタジアムを整備することは、広島県及び広島市のまちづくりの方向性にも合致しているとの認識を、各委員が共有した。

(3) サッカースタジアムの規模・設備、複合機能化等

ア サッカースタジアムの規模や設備等の基準として日本サッカー協会が作成している「スタジアム標準」について、広島県サッカー協会から説明を受け、その内容を確認した。

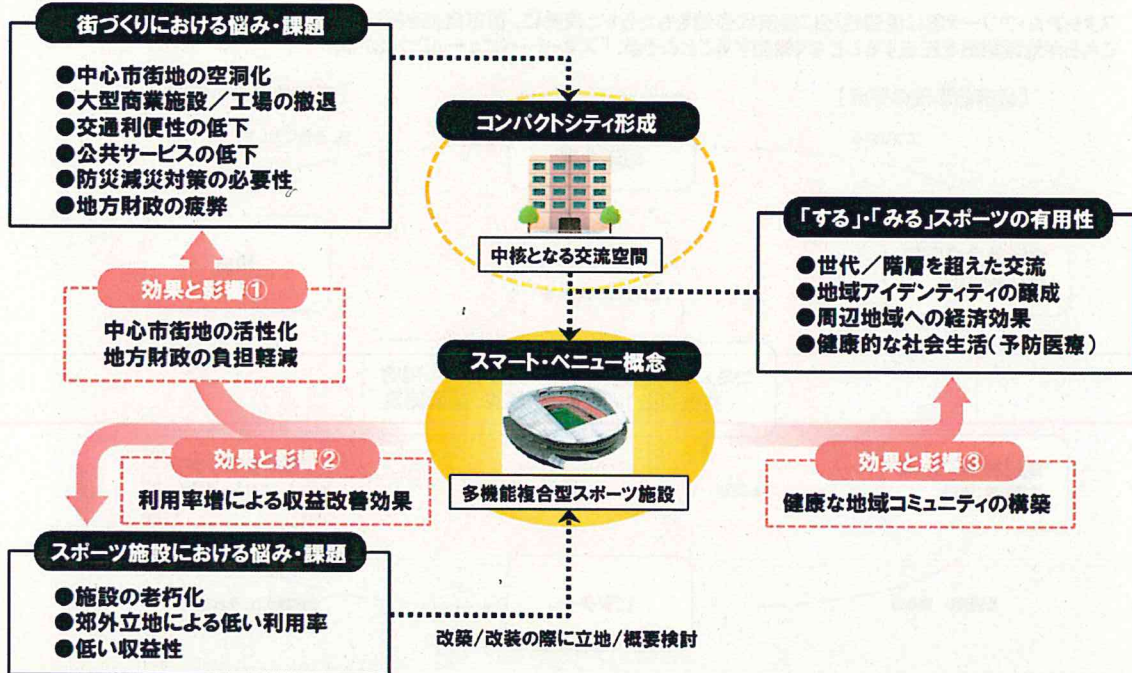
イ ヨーロッパのサッカースタジアムの事例について資料を確認し、さらに、スポーツを核とした街づくり（スマート・ベニュー）の調査研究などについて、日本政策投資銀行から説明を受け、議論を行った。〔日本政策投資銀行の調査研究の概略については、6ページ及び7ページのとおり。〕

その結果、サッカースタジアムを整備する場合に、他の機能を付加して、複合機能を持たせることは、まちの活性化やスタジアム経営の観点から重要な要素であるとの認識を、各委員が共有した。

(4) 他都市でのサッカースタジアム建設の取組

大阪府吹田市でのサッカースタジアム建設の取組について、ガンバ大阪から説明を受け、その内容を確認した。〔ガンバ大阪の説明の主な内容については、別冊資料1ページから5ページまでのとおり。〕

コンパクトシティとスポーツを核とした街づくり



街づくりの中核としての「スマート・ベニュー」

今後の街づくりには、単機能型のスポーツ施設ではなく、公共施設や商業施設との複合型など街づくりの中核拠点となり得るサステナブルなスポーツ施設が国内でも必要ではないか。

「周辺のエリアマネジメントを含む、複合的な機能を組み合わせたサステナブルな交流施設」を「スマート・ベニュー」と位置付ける。

※ なかでもスタジアム・アリーナ等に特に着目して調査研究を進める

・単機能型
・行政主導(公設公営等)
・郊外立地
・低収益性

スマート・ベニュー化

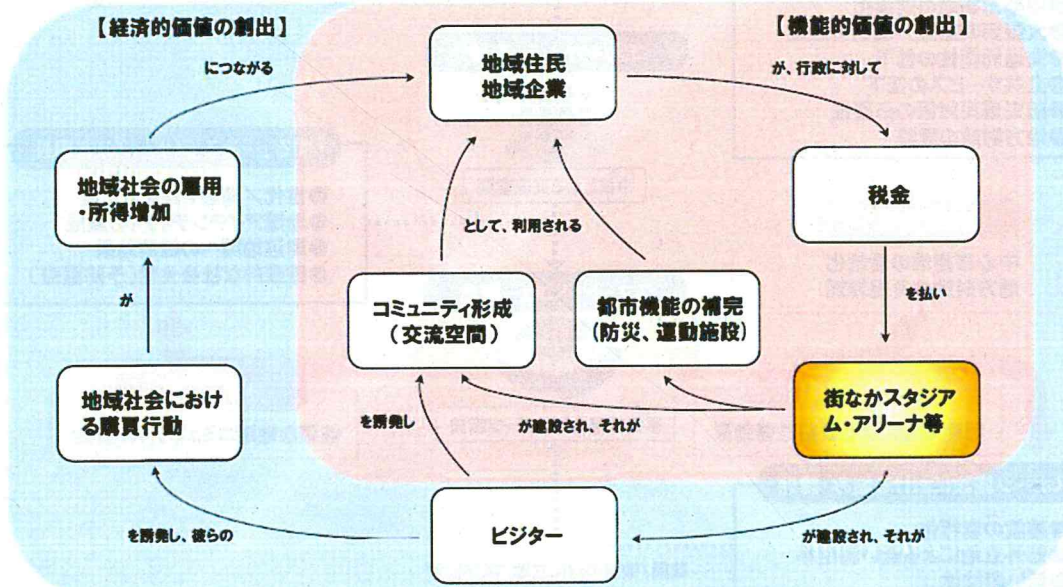
・多機能型(商業施設複合等)
・民間活力導入
・街なか立地
・収益性改善

+ 周辺エリアの
マネジメント



スタジアム・アリーナが地域にもたらす価値

スタジアム・アリーナ等は周辺地域に経済的価値をもたらすと同時に、都市機能を補完するような機能的価値も創出。これらが地域財政を圧迫することなく機能することこそが、「スマート・ベニュー」につながる。



(5) サッカースタジアム整備のための候補地

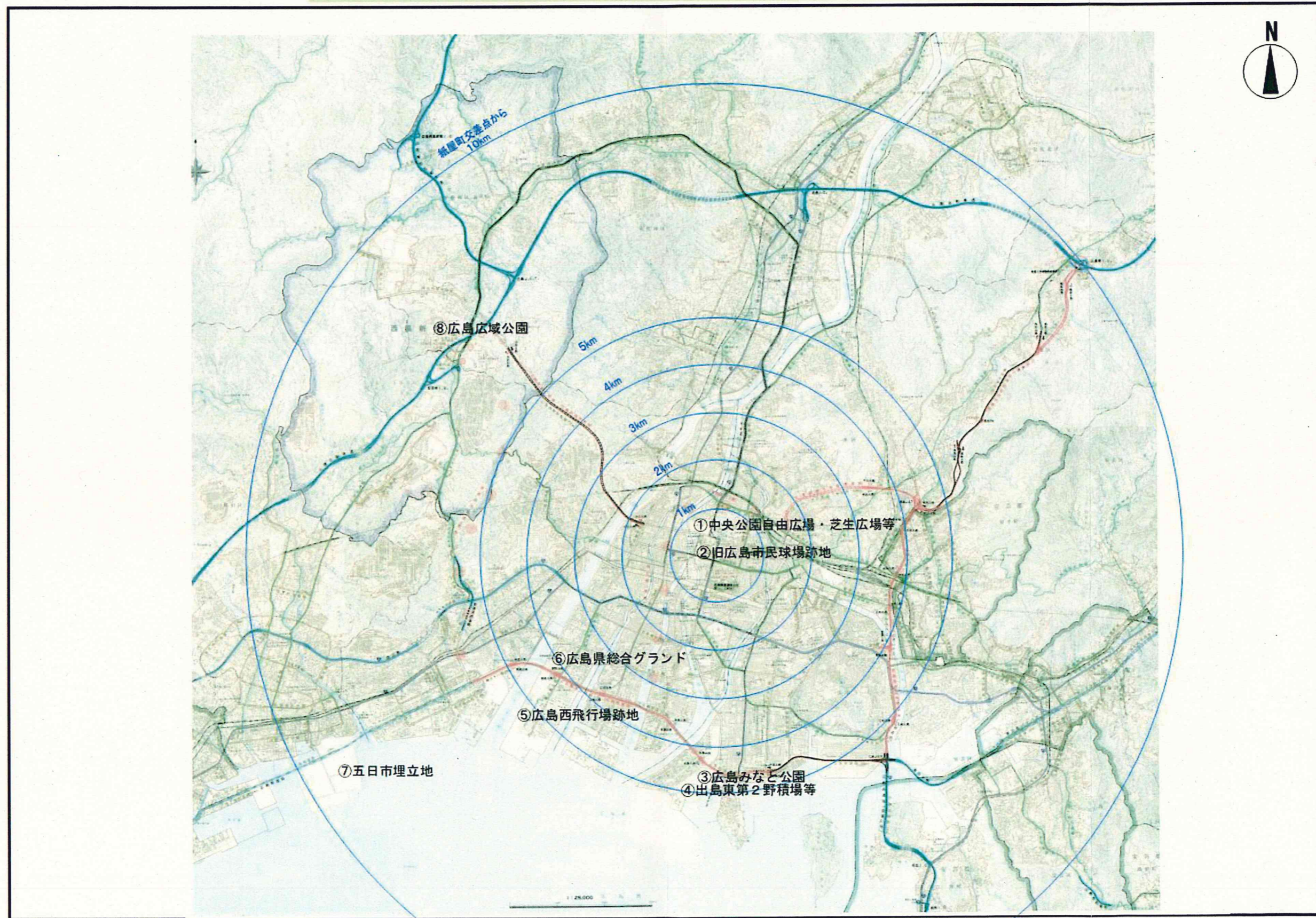
ア 上記(2) (広島のみちづくりにおけるサッカースタジアムの位置付け等) 及び(3) (サッカースタジアムの規模・設備、複合機能化等) の議論を踏まえながら、広島市に存在する主な大規模用地等 (サッカースタジアム推進プロジェクトの候補地や建設要望などにより話題となった中央公園自由広場・芝生広場等、旧広島市民球場跡地、広島みなと公園、出島東第2野積場等、広島西飛行場跡地、広島県総合グランド、五日市埋立地及び広島広域公園の8か所) のビジョン、法的制約等について、広島県及び広島市の担当者から説明を受け、議論を行った。〔各用地の法的制約等については、9ページ及び10ページ並びに別冊資料6ページから13ページまでのとおり。〕

その結果、現時点で明らかに整備が難しいと考えられる出島東第2野積場等 (奥行が狭く、サッカースタジアムを整備する場合は海側にはみ出す。)、広島県総合グランド (都市公園法上の制約から、サッカースタジアムを整備する場合は他の運動施設を廃止する必要がある。) 及び五日市埋立地 (廃棄物処分場であり、土地形質の変更等に制約がある。) の3か所を議論の対象から除外し、今後議論していく候補地を、中央公園自由広場・芝生広場等、旧広島市民球場跡地、広島みなと公園、広島西飛行場跡地及び広島広域公園の5か所とした。

イ 上記5か所の候補地に考えられる規模、多機能化の可能性等について、これまでスポーツを核とした街づくりの調査研究や海外のサッカースタジアムの事例の紹介があった日本政策投資銀行から海外事例等を踏まえた議論のたたき台となる考察の提示を受け、議論を行った。

その結果、日本政策投資銀行から提示された考察は一つの目安であり、今後、詳細な検討が必要であることを確認した。

広島市に存在する主な大規模用地等



広島市に存在する主な大規模用地等における法的制約等

名称 〔面積所有者〕	施設や土地利用の用途			建築面積		運動施設の敷地面積		高さ制限	財産関係	その他の制約
	都市公園法 別紙1	建築基準法 別紙2	港湾法 別紙3	都市公園法 別紙1	建築基準法	都市公園法 別紙1				
中央公園自由広場・芝生広場等 〔約8.5ha 国〕	都市公園法上の都市公園	用途地域 第二種住居地域		・公園面積の2%・10%以下 (現状) 許容面積 51,300㎡ 既存施設 24,000㎡ 差 27,300㎡	建ぺい率 60% 容積率 200%	・公園面積の50%以下 (現状) 許容面積 213,800㎡ 既存施設 69,049㎡ 差 144,751㎡		※下記のほか、建築基準法上の道路斜線、北側斜線等による制限があります。	[国有財産法] ・国から無償貸与 →プロサッカーの用に供する場合は有償	・公園面積の減少は原則認められない [都市公園法] 別紙1 ・埋蔵文化財があれば保護上必要な措置が必要 [文化財保護法]
旧広島市民球場跡地 〔約6ha (更地部分は2.4ha) 国〕					建ぺい率 60% 容積率 200%			[美観形成要綱] 別紙4 バツァーゾーン 20mまで バツァーゾーン北側 25mまで	[国有財産法] ・国から無償貸与 →プロサッカーの用に供する場合は有償	・公園面積の減少は原則認められない [都市公園法] 別紙1 ・埋蔵文化財があれば保護上必要な措置が必要 [文化財保護法] ・地下構造物により建築物の設置困難な区域がある 別紙4
広島みなと公園 〔約10ha 県〕		用途地域 準工業地域	土地利用計画 緑地 臨港地区内の分区 修景厚生港区		建ぺい率 60% 容積率 200%				[補助金適正化法] ・国の補助金を充当して 緑地を整備 →補助金の返還が必要	・港湾計画で大規模地震対策施設として防災拠点(緊急物資輸送)に位置付けられている →防災拠点(緊急物資輸送)の代替機能となる別の土地の確保が必要 別紙3
出島東第2野球場等 〔約3ha 県〕		用途地域 準工業地域	土地利用計画 交流厚生用地 臨港地区内の分区 商港区		建ぺい率 60% 容積率 200%				[補助金適正化法] ・国の補助金を充当して 緑地、防潮堤を整備 →補助金の返還が必要	・土地の奥行が100mしかない →スタジアムが海側にはり出す(スタジアムの大きさは広島県サッカー協会の調査・検討資料によると25,000人規模で182m×222mを想定している) →防潮堤を改良する場合は代替機能の確保が必要 [海岸法] →海面に構造物を造る場合は、船舶航行への影響検討や、港湾法、公有水面埋立法等の手続きが別途必要 ・民間事業者が建設資材や車両等の一時保管場所として利用中 →移転代替地の確保が必要
広島西飛行場跡地 〔約40ha 県・市〕		用途地域 準工業地域			建ぺい率 60% 容積率 200%			[航空法] 別紙5 ヘリポートによる制限表面 ・進入表面 (勾配1/8、長さ1000m) →1,000m地点で125mまで		
広島県総合グラウンド 〔約11ha 県〕	都市公園法上の都市公園	用途地域 第一種住居地域		・公園面積の2%・10%以下 (現状) 許容面積 12,708㎡ 既存施設 6,144㎡ 差 6,564㎡	建ぺい率 60% 容積率 200%	・公園面積の50%以下 (現状) 許容面積 52,948㎡ 既存施設 77,681㎡ 差 -24,733㎡		[航空法] 別紙5 ヘリポートによる制限表面 ・進入表面 (勾配1/8、長さ1000m) →敷地南西端で63mまで 敷地北西端で104mまで		・公園面積の減少は原則認められない [都市公園法] 別紙1 ・既存の運動施設の敷地面積が公園面積の50%を超えている →改修・改築の場合には規制に適合させるため、施設の再配置(他の運動施設の廃止等)が必要
広島広域公園 〔約60ha 市〕	都市公園法上の都市公園	用途地域 第二種住居地域		・公園面積の2%・10%以下 (現状) 許容面積 71,820㎡ 既存施設 32,500㎡ 差 39,320㎡	建ぺい率 60% 容積率 200%	・公園面積の50%以下 (現状) 許容面積 299,250㎡ 既存施設 159,334㎡ 差 139,916㎡				・公園面積の減少は原則認められない [都市公園法] 別紙1

(6) 諸課題に対する議論の状況

上記(1)のサッカースタジアム整備に係る課題に対するこれまでの議論の状況をまとめると、次のとおりとなる。

課 題	これまでの議論の状況	
1 永続的・安定的な利用の確保 ・国内外の一定規模の大会の開催 ・サンフレッチェ広島の経営状況 ・サッカー以外のスポーツとの利用調整等	・サンフレッチェ広島の現状や大会の開催状況等、広島におけるサッカーの現状を確認	・新たなスタジアムが必要であるとの共通認識
2 長期的なJリーグの動向等を踏まえた対応	・Jリーグの現状を確認	
3 スタジアムの規模・設備 ・観客席数 ・付帯設備（屋根、諸室、個席等）	・スタジアム整備に係る基準を確認	
4 建設場所 ・地域活性化への波及効果 ・交通アクセス	・スタジアムを整備することは地域活性化に有効であるとの共通認識 ・候補地を5か所に絞り込み	
5 付加する機能・施設 ・経営上付加することが望ましい機能 ・まちづくりの観点から導入することが望ましい機能	・スタジアムに他の機能を付加することは、まちの活性化や経営の観点から重要な要素であるとの共通認識	
6 建設主体、管理運営方法（運営主体）	—	
7 収支計画 ・事業スキーム（建設資金の確保等） ・事業収支（初期投資、維持管理費、大規模修繕等）	—	
8 経済波及効果	—	
9 新たにサッカースタジアムを建設することにより生じる既存の類似施設における課題	—	

4 あるべき姿の提案に向けて

昨年6月以降、本協議会において議論を重ね、今回の中間取りまとめまでに、広島におけるサッカースタジアム整備のための候補地を5か所に絞り込んだところである。

これまでの議論を踏まえ、今後、広島に相応しいサッカースタジアムの規模・設備、建設場所、付加する機能・施設、建設主体、管理運営方法（運営主体）、収支計画、経済波及効果などについて、具体的に議論していく必要がある。

このため、市場分析を踏まえた適正なサッカースタジアムの規模や複合機能、建設のための資金調達やサッカースタジアムの管理運営方法等に関する実現可能性の調査などを行い、更に候補地を絞り込みながら議論を深めていく。

サッカースタジアム検討協議会

- | | | |
|-----|-------|----------------------------|
| 会 長 | 三浦 浩之 | (広島修道大学人間環境学部 教授) |
| 副会長 | 山根 恒弘 | (公益財団法人広島市スポーツ協会 会長) |
| 委 員 | 鵜野 徳文 | (公益財団法人広島県サッカー協会 特任理事) |
| 委 員 | 加藤 厚海 | (広島大学大学院社会科学研究科 准教授) |
| 委 員 | 加藤 義明 | (公益財団法人広島県体育協会 会長) |
| 委 員 | 川平 伴勅 | (一般財団法人ひろぎん経済研究所 理事長) |
| 委 員 | 小谷野 薫 | (株式会社サンフレッチェ広島 代表取締役社長) |
| 委 員 | 高木 彬子 | (株式会社アンデルセン・パン生活文化研究所 相談役) |
| 委 員 | 塚井 誠人 | (広島大学大学院工学研究院 准教授) |
| 委 員 | 永田 靖 | (広島経済大学経済学部 教授) |
| 委 員 | 野村 尊敬 | (公益財団法人広島県サッカー協会 名誉会長) |